

議案第 67 号

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市文化活動施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 8 条まで」を「この条、第 5 条、第 7 条、第 10 条、第 15 条及び第 19 条」に改める。

第 5 条第 1 項中「市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)に定める使用料を」を「別表の定めるところにより算出した額に 100 分の 105 を乗じて得た額を使用料として」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 13 条を第 20 条とする。

第 12 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 次条第 1 項に規定する利用料金を収受すること。

第 12 条第 3 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 飲食の提供、物品の販売その他の文化活動施設の利便性の向上に資するサービスの提供を行うこと。

第12条第4項中「第6条、第7条、第9条及び第10条に」を「第8条、第9条、第11条、第12条及び次条から第19条までに」に、「第6条ただし書及び第7条ただし書」を「第8条ただし書及び第9条ただし書」に、「第9条及び第10条中」を「第11条及び第12条中」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の5条を加える。

(利用料金)

第15条 前条第4項の規定により読み替えて適用される第4条第1項の規定による許可を受け、施設等を使用するものは、指定管理者に対し、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、別表に定める額を上限として市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより算出した額とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の收受等)

第17条 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 指定管理者が利用料金を收受するときは、第5条第1項、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

(利用料金の公示等)

第18条 市長は、第15条第2項の規定により利用料金に係る承認をしたときは、当該承認に係る利用料金に関する事項を公示するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認に係る利用料金に関する事項を文化活動施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(既納の利用料金)

第19条 指定管理者は、既納の利用料金を返還することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 第15条第1項に規定する施設等を使用するものが自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。
- (2) 第15条第1項に規定する施設等を使用するものが規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

第11条を第13条とし、第6条から第10条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。
- (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

第20条の次に次の1条を加える。

(過料)

第21条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条、第15条関係）

芳澤ガーデンギャラリー施設

区 分	半日当たりの額
ギャラリー 1	3,120円
ギャラリー 2	3,120円
区 分	1時間当たりの額
ギャラリー 3	530円

備考

- 1 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。
- 2 あらかじめ半日以外の時間を単位としてギャラリー1又はギャラリー2の使用の許可を受け、これらの施設を使用するものについての当該時間に係る額は、1時間当たり780円とする。
- 3 使用の許可を受け、施設を使用するものが商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場又は入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の半日当たりの額又は1時間当たりの額は、この表（備考2を含む。）の定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 市外に居住する者又は市外の団体が使用するときの半日当たりの額又は1時間当たりの額は、この表（備考2及び備考3を含む。）の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 5 超過使用に係る1時間当たりの額は、この表（備考2、備考3及び備考4を含む。）の定める額（ギャラリー1又はギャラリー2を半日を単位として使用する場合にあっては、この表（備考3及び備考4を含む。）の定める半日当たりの額を4で除して得た額）に100分の130を乗じて得た額とする。この場合において、超過使用に係る使用時間を計算するとき1時間未満の端数が生じたときは、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であると

きはこれを1時間とする。

- 6 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表（備考2、備考3及び備考4を含む。）の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

#### 芳澤ガーデンギャラリー設備

区 分	1時間当たりの額
展示ケース（立体的作品用）	30円
展示ケース（平面的作品用）	40円

#### 木内ギャラリー施設

ギ ャ ラ リ ー	半日当たり	1,760円
-----------	-------	--------

#### 備考

- 1 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの時間をいう。
- 2 あらかじめ半日以外の時間を単位として使用の許可を受け、ギャラリーを使用するものについての当該時間に係る額は、1時間当たり440円とする。
- 3 使用の許可を受け、ギャラリーを使用するものが商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合又は入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の半日当たりの額又は1時間当たりの額は、この表（備考2を含む。）の定める額に2を乗じて得た額とする。
- 4 市外に居住する者又は市外の団体が使用するときの半日当たりの額又は1時間当たりの額は、この表（備考2及び備考3を含む。）の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 5 超過使用に係る1時間当たりの額は、この表（備考3及び備考4を含む。）の定める額を4で除して得た額（半日以外の時間を単位として使用する場合には、備考2、備考3及び備考4に定めるところ

により算出した額)に100分の130を乗じて得た額とする。この場合において、超過使用に係る使用時間を計算するとき1時間未満の端数が生じたときは、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であるときはこれを1時間とする。

- 6 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表(備考2、備考3及び備考4を含む。)の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

#### 木内ギャラリー設備

区 分	1時間当たりの額
展示ケース(立体的作品用)	30円
展示ケース(平面的作品用)	40円

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 平成26年4月1日前に改正前の第5条第1項の規定により同日以後の文化活動施設の施設又は設備の使用に係る使用料を納付したものは、同日において、改正後の第15条第1項の規定により文化活動施設の施設又は設備の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付したものとみなす。
- 3 平成26年4月1日前に市川市使用料条例(平成11年条例第39号)第4条の規定により市長から同日以後の文化活動施設の施設又は設備の使用に係る使用料の減額又は免除を受けたものは、同日において、改正後の第16条の規定により指定管理者から利用料金の減額又は免除を受けたものとみなす。

##### (準備行為)

4 利用料金に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第15条第2項及び第18条第1項の規定の例により行うことができる。

## 理 由

文化活動施設の施設等の有効活用を図るため、当該施設等の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。